





第2編



第2次 玉名市総合計画 後期計画

基本構想

19

第1章 基本構想の目的

第2章 将来像（都市像）

第3章 基本施策

第4章 目標人口と土地利用



第1章

基本構想の目的

基本構想は、令和8(2026)年度までの10年間で取り組む本市のまちづくりの将来像(都市像)を示すとともに、これを実現するための目標や主要な施策の大綱を明らかにしたものです。

本市のまちづくりのための計画や事業などの諸施策は、特段の事情があるものを除き、すべてこの基本構想に基づいて実施されます。



春



夏



秋



冬

玉名の四季





第2章

将来像（都市像）

本市の将来像（都市像）を次のように定めます。

『人と自然が輝き
やさしさと笑顔にあふれるまち
玉名』

将来像（都市像）を達成するための3つのキーワード

笑顔

があふれるまち

ここに暮らす人、働く人、訪れる人の笑顔があふれるまちを目指します。



健康

と福祉のまち

子どもからお年寄りまでいろいろな世代の人が、元気で安心して暮らせるまちを目指します。



良質

な暮らしができるまち

豊かな自然環境のもと人と自然が輝く

ことで、これまで育まれてきた歴史や文化を次の世代にも継承し、お互いに助け合いながら住み続けられるまちを目指します。





第3章

基本施策

基本施策は、将来像(都市像)を実現するために実施する7つの施策を体系化したものです。

基本目標

1

自然と暮らしを守る ふるさとづくり

関連するSDGs



小岱山及び金峰山系の山々や、市域のほぼ中央を流れる菊池川、そして有明海などは、本市の魅力の1つです。これら豊かな自然を守り、次代に引き継ぐために、自然環境の保全や地球温暖化に対する意識啓発、循環型社会システムの構築を目指します。

また、激甚化、頻発化する自然災害に備えるため、自助・共助・公助が一体となった防災・減災対策を推進します。

さらに、消防や防災、交通安全、防犯において意識啓発や資機材の整備、活動支援などに取り組むとともに、契約トラブル等の消費者被害の未然防止、問題解決に取り組み、安心して暮らせる安全なまちづくりを推進します。

将来像実現のために実施する施策を7つの基本目標ごとに説明するにゅん



主要施策1 自然環境の保全

かけがえのない豊かな自然を市民の財産として次代に引き継ぐため、菊池川流域同盟^{*1}の環境保全活動を核とした河川環境の保全に努め、環境負荷の低減につながる情報発信を推進し、市民及び事業者の環境保全の意識向上を図ります。

また、県等と連携し、有明海及び森林環境の保全に努めます。

主要施策2 環境保全への 意識啓発

環境にやさしいまちづくりを推進するため、玉名地域温暖化対策協議会等の各種関係団体と連携し、環境保全に対する市民の意識啓発を図ります。また、学校教育と連携した子どもへの環境教育、リサイクル活動などを推進するとともに、これらの活動を実施する事業者や市民団体などへの支援を継続します。

公害の防止や、地球温暖化防止に向けた取組を推進します。

主要施策3 循環型社会の形成

廃棄物の3Rであるリデュース(排出抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)を基本に、循環型社会システムの構築を目指し、減量化、分別収集の徹底、不法投棄の防止、環境美化などを推進します。

主要施策4 安全・安心な まちづくりの推進

用語解説

※1 菊池川流域同盟：平成元（1989）年に、菊池川流域21市町村と住民代表により、河川の浄化と河川環境の保全を図ることを目的に結成され、全国で初めてとなる流域単位で統一した「菊池川を美しくする条例」を制定している。

※2 流域治水対策：気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して行う水災害対策のこと。

激甚化、頻発化する災害に備え、市民、事業者、自主防災組織の防災・減災意識の向上を促すとともに、災害予防・災害応急・災害復旧・災害復興などの対策に取り組み、災害に強いまちづくりを推進します。また、消防防災施設の資機材整備や人材育成に取り組み、地域の防災力向上に向けた自主防災組織等の更なる強化に努めます。

また、流域治水対策^{*2}に取り組み、洪水被害、浸水被害の軽減を図ります。

交通安全意識の啓発を図るとともに、防犯に関する啓発活動や地域防犯活動を支援します。

全国的な問題となっている空き家等については、発生の予防、適正な管理を図り、利活用等を推進します。

急速に拡大するインターネットを通じた商取引や悪質商法による消費者被害の防止、被害に遭われた方の問題解決のために、相談・支援体制の更なる充実・強化を図ります。

主要施策1 自然環境の保全

かけがえのない豊かな自然を市民の財産として次代に引き継ぐため、菊池川流域同盟^{*1}の環境保全活動を核とした河川環境の保全に努め、環境負荷の低減につながる情報発信を推進し、市民及び事業者の環境保全の意識向上を図ります。

また、県等と連携し、有明海及び森林環境の保全に努めます。

主要施策2 環境保全への 意識啓発

環境にやさしいまちづくりを推進するため、玉名地域温暖化対策協議会等の各種関係団体と連携し、環境保全に対する市民の意識啓発を図ります。また、学校教育と連携した子どもへの環境教育、リサイクル活動などを推進するとともに、これらの活動を実施する事業者や市民団体などへの支援を継続します。

公害の防止や、地球温暖化防止に向けた取組を推進します。

主要施策3 循環型社会の形成

廃棄物の3Rであるリデュース(排出抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)を基本に、循環型社会システムの構築を目指し、減量化、分別収集の徹底、不法投棄の防止、環境美化などを推進します。

主要施策4 安全・安心な まちづくりの推進

激甚化、頻発化する災害に備え、市民、事業者、自主防災組織の防災・減災意識の向上を促すとともに、災害予防・災害応急・災害復旧・災害復興などの対策に取り組み、災害に強いまちづくりを推進します。また、消防防災施設の資機材整備や人材育成に取り組み、地域の防災力向上に向けた自主防災組織等の更なる強化に努めます。

また、流域治水対策^{*2}に取り組み、洪水被害、浸水被害の軽減を図ります。

交通安全意識の啓発を図るとともに、防犯に関する啓発活動や地域防犯活動を支援します。

全国的な問題となっている空き家等については、発生の予防、適正な管理を図り、利活用等を推進します。

急速に拡大するインターネットを通じた商取引や悪質商法による消費者被害の防止、被害に遭われた方の問題解決のために、相談・支援体制の更なる充実・強化を図ります。

基本目標

2

人と文化を育む 地域づくり

関連するSDGs



生涯を通じてかがやく人材を育てるこことを目指し、知・徳・体のバランスのとれた人間形成のための学校教育の充実、社会教育を基盤とした「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の推進、世界共通の人類の文化であるスポーツの振興を図ります。

また、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働することにより、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めます。

文化・芸術に関する基本方針に基づき、人と社会がつながる市民文化の創造や、文化遺産の未来への継承に努めます。

さらに、国際交流の推進と交流機会を活用した国際感覚豊かな人材の育成や、外国人住民の増加による多国籍化の状況を踏まえ、多文化共生のまちづくりを推進します。

包括協定大学※1である九州看護福祉大学等との連携・協力のもと、産学官連携※2による人材の育成・定着を推進します。

用語解説

※1包括協定大学：本市が相互に人的・知的資源の交流を図り連携協力するため、各分野において包括的な協定を締結している大学のこと。

※2産学官連携：企業（産）、大学・研究機関（学）、行政（官）の三者が連携して行うこと。

主要施策1 学校教育の充実

児童、生徒の「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健康づくり・体力づくり」に向けて、教育内容・方法の一層の充実を図ります。ICTの効果的な活用も図りながら主体性を育むとともに、思考力、判断力、表現力を培い、社会の様々な変化にも対応できる子どもたちを育てていきます。

共に暮らし支え合う共生社会の形成に向けて、教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実を図るとともに、多様性を認め合いながら、共に学ぶ「インクルーシブ教育システム※3」の構築を目指します。

教職員研修を充実し、信頼される学校づくりに努めるとともに、地域に根ざした学校づくりを推進します。

日本の文化に対する深い理解のもとに、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神などを身につけた国際感覚豊かな人材の育成に取り組むとともに、質の高い学習を受けられる環境の整備に努めます。

用語解説

※3インクルーシブ教育システム：障がい者がもてる力を可能な限り発達させ、社会参加を可能とする目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

主要施策2**生涯学習の充実**

次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、地域の大人が学習活動や地域活動を通じて子どもの成長を支えることで、自らも活躍できるような人生100年時代における人づくりにつながる取組を推進します。

子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたり自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組を推進します。

多くの市民が読書に親しみ、知る喜びが実感できるよう、家庭・学校・地域が一体となった読書環境づくりを推進します。

主要施策3**スポーツ活動の充実**

市民が生涯にわたり、運動やスポーツに親しむことができるスポーツ振興の実現のため、スポーツ関係団体などと連携し、スポーツリーダーの育成、確保に取り組むとともに、体育施設の充実などスポーツに親しむ環境づくりに努めます。

主要施策4**文化・芸術の振興**

先人により育まれてきた独自の歴史文化遺産を保存・活用するとともに、次代の新たな文化の創造に向けて、市民の主体的、創造的な芸術・文化活動への支援や、新たな文化芸術拠点機能の充実を図ります。

また、文化体験やまちづくり活動を通じ、地域に誇りを持てる伝統行事等の後継者の育成と創造性豊かな人材育成を図ります。

さらに、豊富で貴重な音楽資源を有効に活用した魅力ある音楽活動を展開し、市民に音楽の素晴らしさを浸透させ、すべての人々が音楽の素晴らしさを実感できるような「音楽の都 玉名」づくりに取り組みます。

主要施策5**国際交流の推進**

友好・姉妹都市との交流を推進し、民間レベルでの草の根的国際交流を推進することにより、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

地域で助け合い、外国人にとっても暮らしやすいまちづくりに向けて、多文化共生の取組を推進します。

主要施策6**高校・大学を生かした
まちづくりの推進**

九州看護福祉大学をはじめとした包括協定大学や市内の高等学校等と連携、協力し、医療・福祉分野だけでなく様々な分野において、産学官連携による人材の育成や地元への定着を推進します。

基本目標

3

賑わいと活力ある 産業づくり

関連するSDGs



地域の賑わいと活力の再生に向けて、本市の恵まれた自然環境により、古くから営まれてきた農林水産業をはじめとして、商工業及び観光などの振興を促進するとともに、独自の地域資源を活用した新しい産業の育成、新たな企業の誘致を図ります。

また、従来の「しごと」起点のアプローチに加え、「ひと」起点、「まち」起点という多様なアプローチを柔軟に行い、まち・ひと・しごとの好循環を確立した地域活性化を目指し、人材育成と雇用創出への取組を推進します。



主要施策 1

農林業の振興

安全・安心な農産物の生産性の向上を図るため、農業生産基盤整備等の取組を推進します。

また、農産物の地産地消の取組や有害鳥獣による農作物被害を軽減するための取組を行い、営農意欲を高めるなど、多様な農業を推進します。

森林の水源かん養^{※1}をはじめとした公益的機能の保全と放置林の解消を進め、健全な森林への更新に努めます。

主要施策 2

水産業の振興

安全・安心な水産物の生産供給のため、覆砂^{※2}、耕うん、種苗^{※3}の放流、有害物の駆除、堆積物の除去などの漁場環境の保全とともに、効率的な新たな仕組みによる生産体制の構築を図ります。

主要施策 3

商工業の振興

中心市街地の個性的で魅力的な商店街の形成や、賑わい創出に取り組みます。

市内の雇用創出に多大な貢献が期待される工業用地の確保に努め、優良企業の誘致活動を推進するとともに、技術習得支援等による地場企業の活性化や創業支援に取り組みます。

主要施策 4

観光・物産 プロモーションの 推進

地域資源を活用した着地型旅行^{※4}商品の開発、観光まちづくりに係る人材の育成を進め、国内外からの誘客拡大に向けて県北地域の関係機関との連携による広域的観光推進体制の構築を図ります。

市内で生産された農林水産物を活用した6次産業化商品を含めた物産品全体を「玉名の逸品」として確立するとともに、国内外へのシティプロモーション活動^{※5}の展開を図り、物産の販路拡大による消費拡大、更なる誘客の増大を図ります。

用語解説

- ※1 水源かん養:森林に降った雨や雪などの降水は、すぐに森林から流れ出ることではなく、地中に浸透し、地下水となりゆっくりと流れ出る。これにより洪水や渇水の緩和や、澄んだ水の供給につながる。このような働きのこと。
- ※2 覆砂(ふくさ):海底や湖底など底質改善を目的として、ヘドロ等が発生し底質が悪化した底面を砂等で覆うこと。
- ※3 種苗(しゅびょう):栽培・養殖漁業のために人工生産又は天然採捕した水産動植物の稚魚・稚貝などの総称のこと。
- ※4 着地型旅行:旅行者を受け入れる地域(着地)側が、地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを旅行者へ提供する旅行の形態のこと。
- ※5 シティプロモーション活動:地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させる活動のこと。

基本目標

4

便利で快適な 都市づくり

関連するSDGs



人口減少及び高齢化が進行する社会情勢の中で、将来にわたり持続可能な都市を実現するための施策に取り組みます。

広域幹線道路や地域間を結ぶ道路網の整備、公共交通の充実を図り、市民にとって安全で利便性の高い交通体系の実現に努めます。

また、安心で快適な住環境の整備や、移住・定住促進のための環境整備を推進します。

さらに、情報技術の発達に対応して、便利で快適、そして安全な情報基盤の整ったまちづくりを進めます。

主要施策 1

道路交通体系の整備

広域的な交流と連携に向けて、市域の幹線道路との連携を進め、主要施設へのアクセス道路の充実に努めるとともに、市域の一体的な発展を図るため、市域内交通のネットワークを整備し、利便性と定時性の確保に努めます。

さらに、既存道路や道路施設の計画的な改修、適正な維持管理に努めます。

主要施策 2

公共交通の維持・充実

効率的で利便性の高い公共交通体系の構築を目指し、利用実態を踏まえながらバス路線の運行効率化や公共交通不便地域の解消、既存の公共交通の利便性の向上、利用促進に取り組みます。

また、交通拠点機能の充実のため、路線バスと鉄道の乗継や駐車場の整備等、利用者の利便性を向上させます。



主要施策 3

住環境の整備・充実

市民が、安心して暮らせる住環境の実現を図るとともに、本市の魅力や資源を生かした移住・定住促進に向けた取組を推進します。

新玉名駅周辺地区については、新玉名駅周辺等整備基本計画(計画区域約60ha)に基づき、民間活力による開発を誘導し、支援するとともに、事業者の進出時には、無秩序な開発にならないよう取り組みます。

また、居住の安定確保や良好な住環境を実現するため、公営住宅等の計画的な修繕等による長寿命化を図ります。

公園や緑地について、既存施設の適切な維持管理に努めるとともに、「花の都 玉名」づくりを目指した各種団体による活動を支援します。

主要施策 4

景観まちづくりの推進

菊池川が育んだ味わい深い景観の価値を高め、市民自らが誇りを持って語り、未来へ引き継ぐために、「玉名の景観を効果的にみせる戦略的な景観づくり」、「市民、事業者をはじめ、景観まちづくりに取り組む担い手づくり」、「景観に対する意識づくり」を推進します。

主要施策 5

水道・下水道等の整備

水道については、市民生活に必要不可欠なものという視点から、信頼できるライフラインを目指し、水源の確保と有効利用に努めるとともに、施設の適正な整備や更新を行い、経営の効率化を推進します。

下水道等については、生活環境や公衆衛生の向上、浸水の防止、海や川などの公共用水域の水質保全に向けて、地域の実情に応じた整備を進めるとともに、下水道施設の適正な維持管理、経営の効率化を推進します。

主要施策 6

情報・通信基盤の整備

未来技術(Society5.0)^{※1}を、地域の特性に応じて有効に活用し、地域が抱える課題の解決のほか、モノやサービスなどの生産性や利便性の向上を図るため、地域における情報通信基盤等の環境整備に努めます。

また、スマートフォンやタブレット端末などのIoTデバイス^{※2}の普及に対応するため、公共施設への公衆無線LANの整備を進めます。

用語解説

※1 未来技術(Society5.0):AIや自動運転、5G(新世代の移動体通信)、ドローンなどの社会を革新する新しい技術のこと。

※2 IoTデバイス:モノにセンサーなどを取り付けてインターネットへ接続するための機器のこと。具体的には、スマートフォンやタブレットをはじめ、それらによって遠隔操作される家電や照明、空調機器、スマートウォッチなども含む。

基本目標

5

健康で安心な 福祉づくり

関連するSDGs



生涯を通じて健康で安心して生活できるように、保健や医療など福祉の充実を図ります。

また、妊娠、出産から高齢期に至るまで住み慣れた地域でいつまでも暮らせるように、関係機関と連携し、必要なサービスの提供体制の確保に努めるとともに、地域で支え合う取組を推進します。

新型コロナウイルス感染症をはじめ、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症などの感染を予防し、そのまん延の防止を図ります。



主要施策 1**健康づくりの推進**

生涯を通じて心身ともに健康な生活が送られるように、子どもの頃からの健康な生活習慣づくりを支援するとともに、ライフステージに応じた保健予防活動等の取組を推進します。

安心して暮らせるように、医療機関の機能分担と連携を図り、救急時にも対応できる地域医療体制を維持するとともに、個々の疾患に対する予防対策と、保健・医療の連携に努めます。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする市民の生命や健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症などの感染を予防し、そのまん延の防止を図ります。

主要施策 2**子育て支援の充実**

子育て世代が安心して妊娠や出産を迎え、教育・保育の質の向上や地域子ども・子育て支援事業など、子育て世帯のニーズに応じた環境の整備を図り、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行います。

また、子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しているため、関係機関と連携しながら、児童虐待などの防止に努めます。

主要施策 3**地域福祉の充実**

高齢者や障がい者が、将来にわたって住み慣れた地域で安心してその人らしくいきいきと暮らせるよう、ニーズに応じたサービスの提供体制の確保を図るとともに、地域で支え合う取組を推進します。

生活困窮をはじめとする様々な問題に対して、関係機関や市役所関係各課と連携し、総合的な相談支援を行い、暮らしやすい地域づくりにつなげます。

主要施策 4**医療保険制度の維持**

国民健康保険及び後期高齢者医療の健全な運営を目指し、医療費の適正化や保険税(料)の収納率の向上に向けた取組を推進します。

基本目標

6

公平で誇りの持てる 社会づくり

関連するSDGs



自治基本条例を踏まえ、地域や市民活動における市民同士の信頼を深め、地域づくりへの参画、地域課題の解決に取り組むなど、市民主体のまちづくりを目指します。

一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が互いの価値観・多様性を認め合い、その能力が発揮できる社会の実現を目指します。



主要施策 1**協働のまちづくり
の推進**

行政区(地縁型コミュニティ)や市民活動団体(NPOやテーマ型コミュニティ)が、住みやすい地域にするために共に連携し、補完するための地域運営組織を創り、多様な地域課題に対応していきます。

地域活動における新たな担い手を確保するために、市民活動団体を支援します。また、持続可能な地域社会の実現のために、市民活動団体が中心となって実施する事業を支援します。さらに、公益的な活動などについて、情報発信を強化し、幅広い市民の参加を促します。

また、コミュニティ活動の充実を図るとともに、地域コミュニティ活動の支援や人材育成、ネットワーク拠点づくりに取り組みます。

主要施策 2**人権啓発の推進**

すべての市民が、人権を重んじながら、互いに協力して人権意識を高めるための取組を推進します。

主要施策 3**男女共同参画
社会の推進**

すべての人が、個性と能力を発揮でき、自らの意思が尊重されることで、生きがいをもつことができる持続可能で活力ある社会づくりのために、ジェンダー※平等の実現を推進します。

用語解説

※ジェンダー：生物学的な性別に対して、社会通念や慣習の中で、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のこと。

基本目標

7

健全な行政運営

関連するSDGs



市民と行政の協働による分権型社会の形成を目指すとともに、市の将来を見据えた持続可能な市政運営に向けて、自主性、自立性の高い自治体運営、適切な行政サービスの提供に取り組みます。

情報システムの標準化、行政手続きのオンライン化など計画的に取り組み、自治体はもとより社会全体のデジタル化を推進します。



主要施策 1

情報公開の推進

市民と行政の協働を促し、市政への参加意識を高めるため、広報・広聴活動の強化、情報公開の徹底に努めるとともに、個人情報保護対策を強化します。

主要施策 2

情報資産の適正管理

公共施設間を光ファイバ網で接続し、情報システムを利用して各種行政サービスを提供しているため、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政サービスを安定的に提供できるよう努めます。

主要施策 3

行財政運営の効率化

「玉名市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化対策を講じながら市有財産の有効活用を行います。また、民間活力の導入を図るなど、効率的な管理運営に努めます。

持続的な財政運営のため、施策の実行、管理、評価による進行管理の更なる徹底に取り組みます。情報通信技術の発達に対応して市役所内の通信環境を見直し、情報セキュリティに十分留意した、効率的な業務環境の整備に努めるとともに、情報システムの標準化、共通化に向けた取組を推進し、情報通信技術の効果的な活用により、持続可能な行政運営を確立します。

限られた財源を効率的に運用するとともに、適切な行政サービスを提供するため、適正な人員配置と職員の専門的能力、組織力の向上を図ります。

主要施策 4

広域連携の推進

歴史的・文化的なかかわり合いや、住民や行政同士の連携が深い荒尾・玉名地域の2市4町で構成する有明広域市町村圏における広域行政を推進するとともに、都市機能や生活機能の強い結びつきと相互補完性が高い近隣自治体との連携を強化します。



第4章

目標人口と土地利用

(1) 目標人口

本市の平成27(2015)年の国勢調査人口は66,782人です。平成27(2015)年の国勢調査をもとにした国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)による人口予測では、令和12(2030)年には57,003人、人口の長期的展望を示した国の推計では、57,343人とされています。

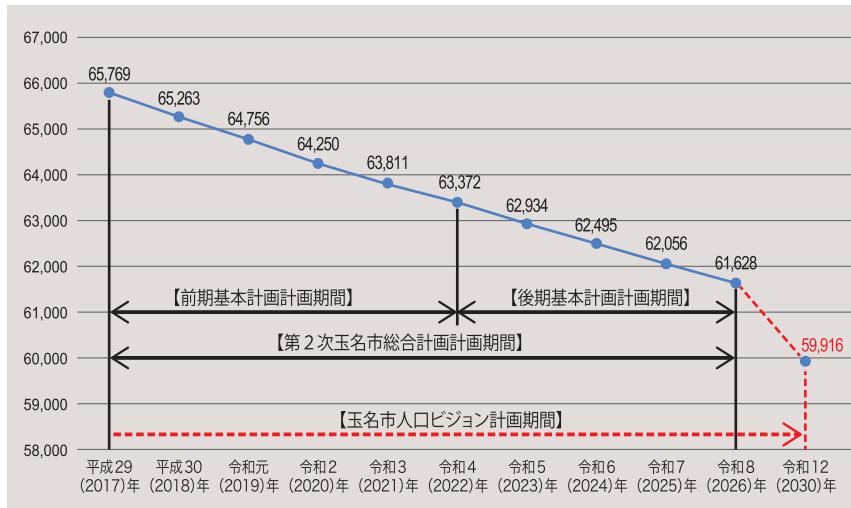
本市の令和2(2020)年3月に改訂した人口ビジョンにおいては、令和12(2030)年の人口を59,916人とし、目標人口を6万人の維持と定めています。

この人口展望に基づき、第2次総合計画における計画期間の目標人口を次のとおりとします。

第2次玉名市総合計画
計画期間の目標人口
<平成29(2017)年から令和8(2026)年まで>

62,000人

※本市の人口予測



【将来人口推計の方法】

本市独自の将来人口推計は次の条件で行いました。

自然動態の条件	令和12(2030)年までに市民希望出生率1.77に向上、その後は均衡する
社会動態の条件	熊本県の推計と同様に、現在の社会減が令和2(2020)年までに半分程度に縮小し、その後は均衡する(±0になる)

(2) 土地利用方針

本市の土地利用方針は、「玉名市都市計画マスターplan」において、都市づくりの方針の中で示されている将来都市構造及び道路・交通施設配置構想に基づき、土地利用区分を設定し、本市の魅力を引き出し、便利で快適な生活環境と活力ある地域の振興の両立を図るように設定されています。



新玉名駅周辺の様子